有明工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する申合せ

平成２７年３月１２日　制定

この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第１２１号）第６条第３項に規定するコンプライアンス推進副責任者及び第２０条に規定する相談窓口について定める。

（コンプライアンス推進副責任者）

コンプライアンス推進副責任者は、コース、一般科目、技術部及び事務部の長をもって充てる。

（相談窓口）

研究遂行に係る事務手続きに関する相談を受け付けるための窓口は、連携推進係とし、研究費等使用ルールに関する相談を受け付けるための窓口は、財務係とする。

附　則

この申合せは、平成２７年３月１２日から施行する。

附　則

この申合せは、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この申合せは、平成３０年６月１４日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、総務課専門員（研究・産学連携担当）にかかる規定は平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この申合せは、令和元年１１月２２日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この申合せは、令和２年５月１４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この申合せは、令和５年１０月３日より施行し,令和５年４月１日より適用する。